

那覇市公報

第 1 5 2 5 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

条 例

- 那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局庶務課）…………… 194
- 那覇市税条例及び那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（税制課）…………… 196
- 那覇市火災予防条例の一部を改正する条例（消防本部予防課）…………… 202

規 則

- 那覇市建設工事執行規則の一部を改正する規則（契約検査室）…………… 204

告 示

- 随意契約の公表について（クリーン推進課）…………… 205
- 那覇広域都市計画防災街区整備地区計画の決定について（都市計画課）…… 205
- 随意契約の公表について（クリーン推進課）…………… 206
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 207
- 平成22年（2010年）4月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）…………… 209
- 随意契約の公表について（クリーン推進課）…………… 209
- 市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示（道路管理室）…………… 210
- 平成22年（2010年）4月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について…………… 212

消防本部訓令

- 那覇市危険物流出等の事故の調査に関する規程（予防課）…………… 213

上下水道局告示

- 那覇市排水設備指定工事店の取消しについて（給排水設備課）…………… 226
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について
（給排水設備課）…………… 226

条 例

那覇市条例第15号

平成22年 4 月12日

公 布 済

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年那覇市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(費用弁償) 第3条 [略] <u>2 議員が、市長の招集に応じたとき、又は議会の委員会若しくは地方自治法第100条第12項に基づく議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に出席したときは、費用弁償として日当を支給し、その額は3,400円とする。</u> <u>3 議員が、同一の日に、費用弁償として重複して日当を受けることとなる場合の日当の額は、いずれか高い方の額とする。</u>	(費用弁償) 第3条 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第16号

平成22年 5 月 6 日

那覇市税条例及び那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例及び那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(那覇市税条例の一部改正)

第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第15条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき<u>租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律</u>(昭和44年法律第46号。以下「<u>租税条約実施特例法</u>」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(2) (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第15条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約実施特例法</u>第3条	付 則 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第15条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律</u>(昭和44年法律第46号。以下「<u>租税条約等実施特例法</u>」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。 2 [略] (1)～(2) [略] (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第15条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等実施特例法</u>第3

の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) [略]

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 [略]

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(2) [略]

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第15条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金

額の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) [略]

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 [略]

5 [略]

(1)～(2) [略]

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第15条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金

額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

(4) [略]

- 6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第15条の4第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(保険料に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の5 所得割の納税義務者が支

額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

(4) [略]

- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第15条の4第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(保険料に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の5 所得割の納税義務者が支

払った又は控除される保険料(<u>租税条約実施特例法</u>第5条の2第1項に規定する保険料をいう。))については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。 2 [略]	払った又は控除される保険料(<u>租税条約等実施特例法</u>第5条の2第1項に規定する保険料をいう。))については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。 2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市国民健康保険税条例の一部改正)

第2条 那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (条約適用利子等に係る保険税の課税の特例) 13 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が<u>租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律</u>(昭和44年法律第46号。以下「<u>租税条約実施特例法</u>」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに<u>租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律</u>(昭和44年法律第46号。以下「<u>租税条約実施特例法</u>」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに<u>租税条約実施特例法</u>第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林	付 則 (条約適用利子等に係る保険税の課税の特例) 13 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律</u>(昭和44年法律第46号。以下「<u>租税条約等実施特例法</u>」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律</u>(昭和44年法律第46号。以下「<u>租税条約等実施特例法</u>」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに<u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2

所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

この条例は、平成22年6月1日から施行する。

那覇市条例第17号

平成22年 5 月 6 日

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(1972年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置の免除) 第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。 (1)～(2) [略] (3) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。)第3条第2項第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 (4) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第2項第3号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 (5) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第2項第4号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。	(設置の免除) 第29条の5 [略] (1)～(2) [略] (3) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。)第3条第3項第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 (4) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第3項第3号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 (5) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第3項第4号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

那覇市規則第21号

平成22年 4 月15日

公 布 済

那覇市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市建設工事執行規則の一部を改正する規則

那覇市建設工事執行規則(1970年那覇市規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(契約の締結) 第9条 [略] 2 [略] 3 <u>前項の場合において落札者が那覇市契約規則(1971年那覇市規則第13号)第12条第1項ただし書の規定により入札保証金を免除されたものであるときは、損害賠償金としてその者の見積もった金額の100分の5を市長の指定する期限内に納付しなければならない。</u> 4 [略] (仮契約) 第10条 [略] 2 前条第1項、第2項及び第3項の規定は、前項の仮契約の締結について準用する。	(契約の締結) 第9条 [略] 2 [略] 3 [略] (仮契約) 第10条 [略] 2 前条第1項及び第2項の規定は、前項の仮契約の締結について準用する。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 3 2 号

平成 2 2 年 4 月 8 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行ったので、
那覇市契約規則第 2 1 条第 2 項の規定より次のとおり公表します。

那覇市長 翁 長 雄 志

2 契約を締結した後

契約締結日	平成 2 2 年 4 月 1 日
契約相手方の氏名及び住所	社会福祉法人 からし種の会 理事長 棚原 信子 那覇市首里平良町 1 - 3 2 - 1
契約金額	18,112,500 円 (消費税込)
契約理由	上記条件を満たして、見積金額が 予定価格の範囲内であり当該業務を委 託することにより、障害福祉の増進と 社会参加の促進を支援できるため。

那覇市告示第 3 3 号

平成 2 2 年 4 月 9 日

掲 示 済

那覇広域都市計画防災街区整備地区計画の決定について

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 1 9 条第 1 項の規定により、都市計画
を決定したので、同法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第
2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画防災街区整備地区計画
(農連市場地区防災街区整備地区計画)
- 2 都市計画を変更する土地の区域
那覇市樋川二丁目地内
- 3 縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課(新都心銘苅庁舎5階)

那覇市告示第 4 1 号

平成 2 2 年 4 月 1 5 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、
那覇市契約規則第 2 1 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

契約を締結する前

契約内容(役務の名称及び数量)	花壇草花植栽維持管理業務委託
契約相手方の決定方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。 2 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 本市在住の障害者の自立・自助支援を展開し組織的な支援活動を行っている法人組織の福祉団体であること。 4 本市と契約実績あり、且つ当該履行状況が良好であること。
申請方法	1 見積書提出 (平成 2 2 年 5 月 1 4 日(金)まで)
契約担当課	環境部クリーン推進課 (8 8 9 - 3 5 6 7)

* 詳細は契約担当課までお問い合わせください。

那覇市告示第 4 5 号

平成 2 2 年 4 月 2 0 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第10号様式 (第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成22年4月16日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 翁長 雄志 印



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	市民文化部 市民課 国民年金係 電話 861-6901
業 務 の 名 称	国民年金保険料免除・納付猶予の継続申請者にかかる 管轄外年金事務所への所得情報等の回答
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☒ 外部提供
利 用 又 は 提 供 す る 年 月 日	平成22年4月16日
目 的 外 利 用 等 を する 個 人 情 報 の 内 容	被保険者本人：[REDACTED] について 所得情報 控除額 扶養親族数 配偶者について：なし 所得情報 控除額 扶養親族数 世帯主について：なし 所得情報 控除額 扶養親族数
目 的 外 利 用 等 を する 理 由	根拠条文 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第2号による (国民年金法第108条)
新たな利用課又は提供先	平良年金事務所
所 管 部 課	外部提供所管課 市民文化部 市民課 国民年金グループ 内線 2597 目的外利用所管課 企画財務部 市民税課 内線 2487

那覇市告示第 4 6 号

平成 2 2 年 4 月 2 0 日

掲 示 済

平成 2 2 年 (2 0 1 0 年) 4 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 2 2 年 (2 0 1 0 年) 4 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招集の日 平成 2 2 年 4 月 2 8 日 (水)
- 2 招集の場所 那覇市議会議場
- 3 付議事件名
平成 2 2 年度那覇市一般会計補正予算 (第 1 号)

那覇市告示第 4 8 号

平成 2 2 年 4 月 2 6 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、
那覇市契約規則第 2 1 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

契約を締結する前

契約内容 (役務の名称及び数量)	クリーン推進課敷地内除草等環境美化業務委託
契約相手方の決定方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。 2 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 臨時的かつ短期な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を

	確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 4 本市と契約実績あり、且つ当該履行状況が良好であること。
申請方法	1 見積書提出 (期限 平成22年5月10日)
契約担当課	環境部クリーン推進課 (889-3092)

* 詳細は契約担当課までお問い合わせください。

那覇市告示第49号

平成22年4月26日

掲 示 済

市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域決定及び供用開始をする。

その関係図面は、告示の日から2週間那覇市建設管理部道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

区域決定及び供用開始をする路線

整理番号	路線名	区間	延長 m	幅員 m	備考
1598	真嘉比6号	字真嘉比262-4 字真嘉比153	530.2	9.0~18.0	

那覇市告示第 5 2 号

平成 2 2 年 4 月 2 8 日

掲 示 済

平成 2 2 年（2 0 1 0 年）4 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 2 2 年（2 0 1 0 年）4 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付議事件名

- 1 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書
- 2 核兵器の廃絶と恒久平和を求める決議
- 3 観光と地域活性化に関する調査特別委員会の設置決議
- 4 公共交通と交通政策に関する調査特別委員会の設置決議
- 5 委員会の採択陳情
核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書及び決議の採択について

消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第 3 号

平成 2 2 年 3 月 3 1 日

施 行 済

那覇市危険物流出等の事故の調査に関する規程を次のように定める。

那覇市消防本部消防長 宮 平 智

那覇市危険物流出等の事故の調査に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、消防法(昭和23年法律第186号)第16条の3の2の規定に基づいて実施する危険物に係る流出その他の事故(以下「危険物流出等の事故」という。)の原因の調査(以下「調査」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査の区分)

第2条 調査は、事故の規模を次の各号において区分して実施するものとする。

- (1) 危険物施設(製造所及び一般取扱所を除く。)から危険物が10キロリットル以上流出した事故
- (2) 製造所又は一般取扱所から危険物が指定数量の10倍以上流出した事故
- (3) 地下に埋設されたタンク又は配管から危険物が指定数量以上又は敷地外に流出した事故
- (4) 危険物の流出に起因し、死者が発生した事故
- (5) 容量500キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所の基礎・地盤又はタンク本体(屋根、浮き屋根又はインナーフロートタンクの浮き蓋を含む。)が破損し、変形し、沈下し、傾斜する等の異常な状態となった事故
- (6) 前各号に掲げるもののほか、消防長が類似事故の防止、予防対策の必要性等の観点から必要と認めた事故

(調査の実施)

第3条 消防長は、危険物流出等の事故を覚知したときは、直ちに調査に着手しなければならない。

- 2 消防長は、調査を実施するため、調査員を指名しておかなければならない。
- 3 消防長は、必要があるときは前項の調査員以外の職員を調査に従事させることができるものとする。

(体制の確立)

第4条 消防長は、調査に必要な人員及び調査用資器材を整備し、調査体制を確立しておかなければならない。

- 2 消防長は、危険物流出等の事故が発生した場合において、特に必要があると認められるときは、調査本部を設置することができる。

- 3 消防長は、調査を完了したときは、調査本部を解散する。ただし、調査の状況により調査完了前であっても調査本部を解散することができる。

(調査員の心得)

第5条 調査員は、常に調査上必要な知識の習得及び調査技術の向上に努めるとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査員相互の連携を図り、調査業務の進行が円滑になるよう努めること。
- (2) 関係のある場所へ立ち入るときは、原則として関係者の立会いを得ること。
- (3) 警察機関その他の関係機関とは密接な連絡をとり、相互に協力して調査を進めること。

(秘密の保持)

第6条 調査員は、調査によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(調査の原則)

第7条 調査は、事実の確認を主眼とし、先入観にとらわれることなく科学的な方法による確認と合理的な判断の上にたち事実の立証に努めなければならない。

(消防隊出場時の見分)

第8条 消防隊員は、消防活動を行うとともに危険物流出等の場所及び周囲の状況を詳細に見分し、調査資料の発見入手に努めなければならない。

- 2 現場最高指揮者は、現場到着時の危険物流出等の事故の状況、関係者の言動等について詳細に観察し、調査員に対しこれらの状況を説明し、及び資料を提出しなければならない。

(実況見分)

第9条 調査員は、危険物流出等の事故現場、関係のある場所及び物について、詳細に実況見分を行い、調査資料の発見入手に努めなければならない。

- 2 調査員は、前項の実況見分を行ったときは、危険物流出等の事故の実況見分調書(第1号様式)を作成しなければならない。

(質問)

第10条 調査員は、原因の究明又は損害の把握のために必要があると認める場合は、場所及び時期を考慮し、関係者に質問を行い、その事実の確認に努めなければならない。

- 2 調査員は、前項の質問を行ったときは、危険物流出等の事故の質問調書(第2号様式)に記録し、その内容について関係者に読み聞かせる等記載内容に誤りがないことを確認し、署名を求めるものとする。

(資料提出)

第11条 消防長は、消防法第16条の3の2第2項の規定により関係者に資料の提出を命ずるときは、危険物流出等の事故に関する資料提出命令書(第3号様式)によるものとする。

(報告徴収)

第12条 消防長は、前条の資料以外の物で調査のために必要があると認めるものについて、関係者に対し報告徴収を求めるときは、危険物流出等の事故に関する報告徴収書(第4号様式)によるものとする。

(資料及び報告書の受領)

第13条 前2条の規定により資料を提出させ、又は報告を受けるときは、危険物流出等の事故に関する資料提出報告書(第5号様式)を2部作成させるとともに、消防法令によって作成すべく義務づけられている資料以外の資料については、所有権放棄の有無を明らかにさせるものとする。

- 2 消防長は、資料の提出又は報告があったときは、危険物流出等の事故に関する資料提出報告書に受領した旨を記入し、1部を提出者に返付するとともに、所有権を放棄しない資料の提出者に対しては、提出資料保管書(第6号様式)を交付するものとする。

- 3 前項の提出資料保管書を交付した資料は、紛失又はき損等をしないよう保管し、保管の必要がなくなったときは、提出者に当該資料を還付するものとする。この場合において、提出資料保管書に還付を受け受領した旨を記入させるものとする。

(調査書類)

第14条 調査員は、調査を終了したときは、危険物流出等の事故調査報告書(第7号様式)及び危険物流出等の事故の原因判定書(第8号様式)を作成し、危険物流出等の事故の原因判定書類目録(第9号様式)に次に掲げる書類のうち該当する書類を記載するとともに、記載した順に整理編さんするものとする。

(1) 危険物流出等の事故の実況見分調書

(2) 危険物流出等の事故の質問調書

- (3) 危険物流出等の事故に関する資料提出命令書
- (4) 危険物流出等の事故に関する報告徴収書
- (5) 危険物流出等の事故に関する資料提出報告書
- (6) 提出資料保管書
- (7) その他必要な書類

(細目)

第15条 この訓令に定めるもののほか、調査の実施について必要な事項は、消防長が定める。

付 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

事故番号(—)

第2号様式(第10条関係)

事故番号(—)

危険物流出等の事故の質問調書(第 回)

発生日時 年 月 日() 時 分頃

発生場所

上記の事故について本職は、次の者について質問したところ任意に次のとおり
供述した。

住 所

職・氏名

年 齢 年 月 日生(歳)

質問実施日時 開始 年 月 日 時 分頃

終了 年 月 日 時 分頃

第3号様式(第11条関係)

那覇市消防達第 号
年 月 日

危険物流出等の事故に関する資料提出命令書

様

那覇市消防長 印

発生日時 年 月 日() 時 分頃
発生場所

上記の事故について、調査のため必要があるので、消防法第16条の3の2第2項の規定に基づき下記資料を 年 月 日までに那覇市消防本部に提出するよう命じます。なお、理由なく資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出した場合は、消防法により処罰されることがあります。

記

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分(この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(訴訟において那覇市を代表する者は、那覇市長となります。)、那覇地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第4号様式(第12条関係)

那覇市消防達第 号
年 月 日

危険物流出等の事故に関する報告徴収書

様

那覇市消防長 印

発生日時 年 月 日() 時 分頃

発生場所

上記の事故について、調査のため必要があるので、消防法第16条の3の2第2項の規定に基づき下記事項について 年 月 日までに那覇市消防本部に提出するよう命令します。なお、理由なく報告せず、又は虚偽の報告を提出した場合は、消防法により処罰されることがあります。

記

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から計算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分(この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(訴訟において那覇市を代表する者は、那覇市長となります。)、那覇地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第5号様式(第13条関係)

年 月 日

危険物流出等の事故に関する資料提出報告書

那覇市消防長 あて

住 所

氏 名

印

1 年 月 日付け那覇市消防達第 号により資料提出命令された
下記資料を提出します。なお、提出された資料については、(返還・処分)して
下さい。

2 年 月 日付け那覇市消防達第 号により報告要求された下記
報告書を提出します。

記

上記の資料・報告書を受領しました。

年 月 日

所属

階級

氏名

印

第6号様式(第13条関係)

那消予第 号
年 月 日

提出資料保管書

様

那覇市消防長 印

年 月 日付けで提出された下記資料を保管したので本書を
交付します。

記

上記資料については、還付を受け、受領しました。

年 月 日
受領者氏名 印

第7号様式(第14条関係)

事故番号(ー)

年 月 日

危険物流出等の事故調査報告書

調査員所属・階級・氏名

印

- 1 事故名
- 2 事故種別
- 3 発生日時 年 月 日() 時 分(確定・推定・不明)
- 4 覚知日時(覚知別) 年 月 日() 時 分()
- 5 応急措置完了日時 年 月 日() 時 分
- 6 処理完了日時 年 月 日() 時 分
- 7 気象状況(天気、風向、風速、気温、相対湿度)
- 8 危険物施設全体の概要
- 9 完成検査年月日
- 10 事故を起こした設備及び装置の概要
- 11 危険物施設の保安管理の状況
- 12 事業所の組織及び教育等の概要
- 13 事故の概要
- 14 事故の原因

第8号様式(第14条関係)

事故番号(ー)

危険物流出等の事故の原因判定書

発生日時 年 月 日 () 時 分頃

発生場所

上記の事故について、本職は次のとおり判定した。

年 月 日

第9号様式(第14条関係)

事故番号(ー)

危険物流出等の事故の原因判定書類目録			
発生日時 年 月 日 () 時 分 頃			
発生場所			
文書の標目	作成者	丁数	備考

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 1 号

平成 2 2 年 4 月 1 4 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定工事店を取消すので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮里 千里

指定 (登録) 番号	第 1 9 8 号
指定工事店名	有限会社 向陽建設
営業所所在地	那覇市真地 4 2 1 番地の 2
代表者名	破産者有限会社向陽建設 破産管財人弁護士田島啓己
取消し日	平成 2 2 年 4 月 1 2 日
取消し理由	事務所閉鎖

那覇市上下水道局告示第 2 号

平成 2 2 年 4 月 1 6 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条 2 項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮里 千里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事業者	事業所の所在地	代表者
39	有限会社 向陽建設	那覇市真地 4 2 1 番地の 2	久米 清次